○法務省告示第四百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			
一　［略］ 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
	名称	所在地	実習内容
［略］			
［項を削る。］			
［項を削る。］			
［項を削る。］			
［項を削る。］			
［略］			
［項を削る。］			
［略］			
［項を削る。］			
［項を削る。］			
［略］			
［項を削る。］			
三　対象となる者　平成二十九年十月二十四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者			

改正前			
一　［同上］ 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
	名称	所在地	実習内容
［同上］			
	株式会社長沼農園	群馬県伊勢崎市境上渕名千二百二十五番地	農業
	マルクリファーム株式会社	群馬県伊勢崎市境米岡八百七十七番地	農業
	和佐田幸司	群馬県伊勢崎市境保泉三百九番地	農業
	清水善一	群馬県太田市大久保町二十番地五	農業
	永田守	群馬県太田市大久保町百三十五番地三	農業
［同上］			
	永田芳夫	群馬県太田市大久保町三百十番地	農業
［同上］			
	木村正道	群馬県太田市山之神町三百十六番地八	農業
［同上］			
	殿岡良明	群馬県太田市大原町千四百九十五番地	耕種農業
［同上］			
	馬場孝	群馬県伊勢崎市境上渕名千二百四十九番地	耕種農業
三　対象となる者　平成二十六年八月十四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者			

備考　表中の［　］の記載は注記である。